

2019年10月29日

各市町村長様
各市町村議会議長様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃のご尽力に敬意を表します。

さて、安倍政権は「人生100年時代」「全ての世代が安心できる社会保障」を打ち出しています。しかし、金融庁の年金をめぐる報告書は、マクロ経済スライドで給付が減らされる仕組みのもので、足りない老後資金は貯蓄や投資などの自己責任を迫るもので、安心のセーフティネットが壊されている実態を明らかにしました。安倍政権のことで、賃金も家計消費も大きく落ち込んでいます。この上10月からの消費税の10%への増税は、国民生活と日本経済に大きな打撃を与えることは必至の状況ではないでしょうか。

社会保障給付費はこの間10兆円もの抑制を強いられてきましたが、今年7月の参議院選挙を経て、医療・介護・福祉・年金の全分野・全世代に及ぶ社会保障費削減と患者・利用者の負担増が具体化されようとしています。

医療では「75歳以上の窓口負担の原則2割化」や「かかりつけ医以外への受診時定額負担の導入」などの患者負担増計画が、介護では「要介護1・2の生活援助サービスの保険外し」「ケアプラン作成の有料化」などが、年金でも「支給開始年齢引き上げ」などの制度改定が政府の審議会で検討され、国会へ法案提出されようとしています。

私たちは、今年40年を迎えるキャラバン要請行動の中で、住民のくらしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。また、地域住民の命とくらしを守る自治体の役割発揮をお願いしながら、地域住民の実情や要望を踏まえ、国の制度政策について改善を求めてまいりました。

ひきつづき住民の命とくらしを守るために、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

【陳情項目】

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障について（担当：健康長寿課）

★(1)介護保険料・利用料について

①介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

⇒保険料については、多段階化にすることで、低所得段階の負担軽減に努めています。

7期においては、基金を取り崩して保険料の軽減に努めています。

②介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

⇒今年度から、消費税増税の軽減を図るため第1段階から第3段階までの保険料の軽減を行っています。更に来年度も軽減額を増やします。

★(2)介護保険利用について

①介護保険利用の相談窓口に専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

⇒窓口を担当する職員については、介護保険についての専門知識を持ったものが対応しておりますし、異動などで経験の少ない職員については、研修の受講などを行い適切な要介護申請になるように努めております。

②訪問介護「生活支援」の回数制限はしないでください。

⇒特に保険者として回数制限をつけていることはありません。一定以上の回数の場合は、地域ケア会議にて確認することになっています。

(3)基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

⇒施設を増やすことは、保険料に直結しますので、利用者ニーズを把握しながら、豊明市に必要な施設などのサービス量を計画してまいります。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。

⇒要介護12の方については、入所希望者が入所できるものではなく、必要に応じて入所を行っていますので、特例入所の広報などは考えておりません。

★(4)総合事業について

①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方的に押しつけることや、期間を区切った「卒業」はしないでください。

⇒要支援者への現行サービスについては、ケアマネが利用本人にあった適切なサービスを提供しており、目標の押し付けや一方的な卒業などは行っておりません。

②自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。

⇒一般会計からの法定繰り入れを行い、総合事業に必要な財源を確保しております。

(5)高齢者福祉施策の充実について

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。
⇒職員や講師の派遣を継続し、地域の皆様と協働し実施していきます。

②多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください

⇒一人でも多くの高齢者の方にご参加いただけけるよう、地域の特性を生かした特色ある通いの場を創出するなどの充実を図っております。

③住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

⇒住宅改修及び福祉用具購入については、すでに実施しているところです。高額介護サービス費については、現在自動算定によりサービス支給をしているため、実施は考えておりません。

★(6)介護人材確保について

①介護職場の人員不足解消の為、介護人材を抜本的に増やしてください。

⇒各事業所において、人員を増やしても介護人材が不足しており、確保に苦慮している状況です。

②介護職員の待遇改善のための自治体独自の施策を実施してください。

⇒現在のところ独自の施策実施は考えておりません。

③利用者にとって危険を招きかねない1人夜勤を自治体の責任で禁止し、8時間以上の長時間労働を是正してください。

⇒GHにおいて、夜間を通じて1以上の配置を求めていますが、労働基準法第34条に基づき、規定時間を超える場合は、休憩時間を与えることとなっており、その場合の人員基準を満たすこととなっている(老計発 0331002 号)

★(7)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

⇒要介護認定者の障害者控除対象者の認定にあたり、所得税法施行及び福祉事務所長による判断基準により行うこととなっており、軽度認定者についてはその基準に達しない場合があるため、全要介護者を対象とすることができないと考えています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

⇒H27年度より障害者控除対象者に対して認定書の発送を行っています。

2. 国保の改善について (担当: 保険医療課)

- ★①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために、一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。
- ⇒減免(条例)制度以外にも、法定軽減や非自発離職者に対する軽減などの保険税軽減制度があります。今以上、減免制度を拡充することは考えておりません。
また、一般会計からの法定外繰入について、決算補てん目的のものは削減、解消するよう国から求められていることから、保険税を引き下げ、その補てんに法定外繰入金を増やすことは、考えていません。
- ★②18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。
- ⇒考えておりません。
- ③収入減を理由にした減免要件の前年総所得・減少割合を改善し、活用できる独自減免制度にしてください。
- ⇒考えておりません。
- ★④資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。
- ⇒現在、資格者証は発行しておりません。また、一定の基準以上の保険税滞納のある世帯には、今後も短期保険証の交付で対応します。
- ★⑤保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。
- ⇒保険税が払えない加入者の方に対しては、債権管理課にて納税相談を実施し、加入者の生活実態を考慮した税の徴収を心がけています。また、短期保険証の有効期間は6ヶ月のものを発行しています。
- ⑥一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。
- ⇒一部負担金減免制度は現状のまま、変更する予定はありません。また、該当の方には個別に相談に応じます。
- ⑦70歳～74歳の高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。
- ⇒現在検討中です。

3. 税の徴収、滞納問題への対応など (担当: 債権管理課)

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、

地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

⇒国税徴収法の規定を用い、細心の注意をして進めており、納税相談を通じて事情を把握したうえで対応を行っております。まずは、納税相談をご活用ください。

4. 生活保護について (担当:社会福祉課)

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援(仕事探し)を口実にする」「親族の扶養について聞いたりだす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

⇒違法な「水際作戦」などは行っておりません。法律に則り、生活保護が必要な方へ適切に生活保護の適用を実施しています。

★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

⇒必要に応じて職員増加や研修の拡充を要望いたします。

③行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。

⇒過誤払いが発生した場合は、利用者と協議のうえ、返還を依頼しています。

④生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。

⇒一律的な資産調査はしておりません。生活保護法に基づき、業務に必要な資産調査を実施しています。

★⑤夏季期間、近年の暑さへの対応として、エアコンの購入費用(更新含む)や電気代の助成を行ってください。

⇒国の方針に基づき、適時、一時扶助で支援をしています。

5. 福祉医療制度について (保険医療課)

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

⇒現行制度で県の平均的な水準は満たしているものと判断しています。今のところ現状以上の拡大、または縮小は考えておりません。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。中学校卒業まで現物給付(窓口無料)で実施していない市は、早急に実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

⇒現行では、県下で標準的な給付内容である中学3年生まで現物給付化しており、財政面や効果等から、今のところそれ以上は考えておりません。

★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病氣にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

⇒現行では、県下で標準以上の給付内容である精神障害者保健福祉手帳3級まで通院

医療費の現物給付化をしており、自立支援医療(精神通院)も助成を行っています。また、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者の一般傷病入院医療費自己負担額の全額助成を平成30年4月診療分より行っています。

- ④妊産婦医療費助成制度を創設してください。
⇒財政面や効果等から、今のところは考えておりません。

6. 子育て支援について (担当:子育て支援課、学校教育課・社会福祉課)

- (1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。
- ①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。
⇒平成30年度に子どもの貧困実態調査を実施し、調査結果を基礎資料に今後も各種施策を推進します。
- ②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。
⇒自立支援給付金(教育・高等教育職業訓練)、日常生活支援事業ともに実施しています。自立支援計画の作成については、現状では作成する専門員のマンパワーの確保等の課題があり、実施しておりません。

- ★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。
また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。
⇒平成28年度より生活保護基準額の1.35倍以下の世帯としており、平成30年10月からの生活保護基準額が減額されたことによる影響を受けないよう対応しています。また、クラブ活動費、PTA会費、生徒会費等も援助の対象としています。就学援助制度の周知については、入学式にて保護者向けに周知するとともに、当市ホームページと広報にて周知しております。今後もより一層の周知に努めたいと考えます。入学準備金の入学前支給については、新学期前に実施しています。

- ④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。
⇒無料塾については、平成28年度より、塾に通っていない中学生を対象に基礎的な学力の向上を図るため「どう塾」を開設しています。教科は、数学と英語で毎月2回土曜日の午後に市役所会議室で開催しています。
また、こども食堂については、豊明市社会福祉協議会が主体となり、「にこにこ食堂」として取り組んでいます。今後も事業継続の為、社会福祉協議会と連携してまいります。

- ★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。
⇒給食費の無償化については、財源確保の問題もあり、現時点では検討していません。

(3) 幼児教育・保育の無償化について、すべての子どもが等しく幼児教育・保育を受けることができるよう、市町村の課題と位置付けて施策を実施・拡充してください。

①認可保育所の整備・増設をおこなってください。保育士資格の有資格者を確保するための具体的な施策を実施してください。

⇒認可保育所については小規模保育事業所等の誘致により拡充してきています。

保育士確保策については、市内勤務予定の保育士の子どもの入園希望に対し入園調整時の加点を検討中です。

②無償化の対象となる認可外保育施設等について、すべての施設が国の定める保育士配置と面積にかかる最低基準を満たすことができるよう指導・援助してください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ引上げるための独自の支援を実施してください。

⇒県からの権限の委譲により実施している指導監査にて、市内の認可外保育施設については、おおむね国の定める基準を満たしていることを確認しています。

③就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、無償化以前の利用料負担を上回ることがないよう減免制度を実施・拡充してください。

⇒無償化以前の利用者負担額を上回らないことよう配慮することと併せ、公平性の見地から該当する階層への負担軽減を行う予定です。

7. 障害者・児施策の拡充について（担当：社会福祉課）

★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、小規模多機能の入所施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設を設置してください。

⇒グループホームの拡充や通所施設の確保については、優先課題として認識しております。豊明市障害者地域自立支援協議会を主体として、市内の関係団体や事業所と連携をとりながら、安心して生活できる体制の整備について引き続き取り組んでまいります。

②在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。

⇒豊明市では、各障がい者の方が安心して在宅での生活を送れるように、各障がいサービスを利用する際には、必ず相談支援専門員にサービス等利用計画の作成をお願いしています。相談支援専門員は、障がい者が必要としている支給量を提供できるように、本人への聞き取り調査やモニタリングを実施しております。

③移動支援（地域生活支援事業）を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

⇒移動支援の通園・通学・通所・通勤のための利用については、月 16 回の上限を設け必要性を認めた場合に利用を認めております。施設入所中の移動支援（余暇）利用については、報酬算定の重複の問題があり利用を認めない方針です。

④入院時および入院中のヘルパー利用を認めてください。

⇒入院中のヘルパー利用について、本来は病院職員による介助を受けるものと理解しておりますが、国の基準に準じ、対象基準を満たす者に対しヘルパー利用を認めるケースが出てくると思います。

⑤障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

⇒サービスの利用料については、障害者総合支援法で定まった基準に従い実施いたします。給食費については、低所得者は食事提供加算の対象になるため、そちらで補助を行っている考えです。

★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、

1)一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

⇒サービスの内容や機能から、障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、原則的には介護保険サービスの利用が優先されます。しかし、障がい者の心身の状況やサービス利用を必要とする理由は様々であり、一概に判断することはできません。したがって、サービスの利用に関する利用意向を聴き取りしながら、本人の必要としている支援内容について、介護保険サービスを優先すべきかを適切に判断していきたいと考えています。

2)介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。

⇒介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、一方的な打ち切りは行っておりません。基本的には、本人と相談支援専門員から必要としているサービス内容を聴き取り、支給に関する判断をしています。

3)2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知してください。

⇒今年度中に対象者の方へ周知を行う予定です。

⑦障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

⇒グループホームや施設の体制については、障害者総合支援法で基準が定められています。その中では、夜間支援や夜勤職員に対する加算が設けられており、それとは別に、市が補助を行う予定は現時点ではありません。

⑧障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために加算方式ではなく報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。

⇒介護職員のマンパワー不足については課題と認識しております。人件費等の補助については、現時点では予定はありません。今後も、障がい福祉に関わる事業所等からの情報や要望を見極めて、豊明市の障がい福祉施策に活かしてまいりたいと考えています。

8. 予防接種について (担当:健康長寿課)

★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

⇒ロタウイルスワクチンは平成 29 年度より助成制度を設けています。流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種は助成制度の予定はしていません。ただし、医療行為により免疫を失った場合の定期予防接種においては平成31年度より助成制度を設けています。

②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

⇒定期予防接種の高齢者肺炎球菌ワクチン対象者は、自己負担を引き下げる予定は考えておりません。

任意予防接種の助成は実施予定及び2回目の接種対象の予定も考えておりません。

9. 健診・検診について (担当:健康長寿課・子育て支援課)

★①産婦健診の助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。

⇒平成30年度より2回に拡充しています。

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

⇒妊婦・産婦のいずれかで1回、妊産婦歯科健診への助成を実施しており、利用率を鑑みて妊婦・産婦両方の助成は検討します。

③保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

⇒歯科衛生士を常勤で複数配置の予定はありません。

【II】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。

②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。

③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を先延ばししないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しあげやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために待遇を改善してください。

⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。

⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、

グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

- ① 福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。
- ② 18歳年度末までの医療費無料制度を実施してください。
- ③ 精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。
- ④ 後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

(2) 市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

以上